

## 令和2年度 第4回西区自治協議会会議録

日時：令和2年7月29日（水）午後 3:00～

会場：西区役所健康センター棟 1階大会議室

### < 1 開会 >

(区 長)

では、私から、西区におけます新型コロナウイルス感染症の患者の発生につきまして、ご報告させていただきます。

西区にお住まいの方の感染は、今月中旬までは、3月27日に確認された留学生のみでございましたが、7月22日に西区にお住まいの30歳代男性会社員の感染が確認されました。この方は、7月10日に東京都を訪れ、市内に戻った12日から感染が判明する21日まで、市内のホテルに滞在しておりました。12日に東京から戻り、14日に咳や鼻水の症状が現れ、18日には異臭覚の経過もございました。20日に帰国者・接触者相談センターに電話し、21日に市内の医療機関を受診し、抗原検査を実施しました結果、陽性が判明したものでございます。22日から入院されており、濃厚接触者はおりません。

続いて、7月26日でございます。西区にお住まいの50歳代女性、新潟市の会計年度任用職員、以前で言いますと臨時職員の方の感染が確認されました。この方は、東京都内の病院に入院中の母親と面会するため、自家用車を使い一人で往復し、16日から19日に都内に滞在しています。新潟に戻られた後、業務に従事していましたが、22日に病院で一緒に面会した父親の新型コロナウイルス感染が判明し連絡を受けました。その後の24日、37度台の発熱や喉の痛みを感じて帰国者・接触者相談センターに連絡、25日にPCR検査を実施し、26日に感染が判明して入院されています。この方は、西区役所の会計年度任用職員で、業務内容は補助的な仕事で、不特定多数の方と接する業務ではございません。個人が特定される恐れがございますことから、これ以上お話しできないこととお許しいただきたいのですが、この方は、東京から戻られてから業務に従事しておりますが、保健所が調査を行った結果、濃厚接触者はお一人ですが、市職員及び業務に関する濃厚接触者はいないことを確認しております。区役所では、今回の発生に対応して、当該職員が勤務した庁舎について消毒を行っております。また、これまでもカウンターなどの消毒や手指消毒剤の設置、職員のマスク着用や飛沫防止パネルの設置などを実施しておりますが、今後も感染防止のため、引き続き取り組みを行っております。

続きまして、昨日の7月28日でございますが、市内で3名の方の感染が確認されました。市内で複数の感染者が同時に判明いたしましたのは、5月8日以来となります。そのうちのお一人は、今ほどの西区役所会計年度任用職員の濃厚接触者とされていた方となります。新聞では、その女性の夫と報道されております。女性が東京都内で父親に会った後、22日

地に父親の感染が判明いたしましてから男性は外出されておられないようで、26日に発熱し発症されています。

そのほかの感染が確認されましたお二人は、東区の20歳代の女性の方と、中央区50歳代の男性の方でございます。なお、お三人の方の行動歴や濃厚接触者につきましては、現在調査中でございます。

そして本日でございます。西区在住の20歳代の男性、学生の方の感染が新たに確認されました。行動歴や濃厚接触者につきましては、現在調査中でございます。

以上が、最近の西区におけます発生状況となります。現時点で市内で72例の感染が確認されおり、中央区、東区で多く、4月中旬からは北区での感染が目立ちましたが、今月に入ってから西区での連続した4人の感染確認も含め、これまで西区内で5人の感染が確認されております。感染リスクは、市内のどこにおきましても存在しているという認識を新たにしなければなりません。緊急事態宣言は解除され、先月19日には全国において都道府県を跨ぐ移動の制約が解除されましたが、すぐに元通りの生活に戻っていいということではなく、また、感染が収束したわけでもございません。西区の感染者も東京から戻られた方が多いという現実を踏まえ、今後十分な感染予防対策も必要であり、第2波が再び起こってくるということも考えられます。どうぞ、皆様方には、感染リスクが身近なところで存在しているということを念頭に、引き続き新しい生活様式でございますマスク着用や、手洗いの励行、人との間を2メートル確保することなど、実践をぜひともお願い申し上げます。

(事務局)

では、それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

(下川会長)

それでは、第4回の自治協議会を開催いたします。開催にあたりまして、毎度のことですけれども、報道関係の方が取材の申し出があった場合、許可したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、ご承知おきください。

<2 報告—自治協議会からの報告—(1)部会の状況報告>

(下川会長)

続いて、今度は報告事項になります。それでは、自治協議会からの部会ごとの報告なのですけれども、概要を各部会長から簡潔に報告していただきますが、そのほか、区づくり

に関するものについては、別途部会から順番に説明していただきますので、とりあえず概要とその他についてを各部会長から説明していただきたいと思います。では、第1部会の風間部会長、よろしく申し上げます。

(風間委員)

第1部の風間です。報告いたします。所管分野は、防犯・防災、自然環境、住環境等でございます。令和2年度の第4回会議を7月10日午後3時から4時半まで行いました。会場と出席者は、記載のとおりでございます。

主な議題でございますが、令和2年度自治協議会提案事業、管理不全な空き家にしないための啓発企画案の関係、啓発の手法としまして、紙芝居を用いた啓発企画について検討いたしました。カッコ内を読みますが、5部作成し、コミュニティ協議会や自治会等に貸し出すとともに、地域の各種会合等で委員が啓発活動に取り組むほか、映像による発信、そして予算が50万円ということなのですが、その予算内で作成できる部数が5部と非常に限られているなど、そういったものが課題となっているということで、また次回の8月7日の部会で、このあたりを再度検討して、企画案を決定することにいたしました。

その他としまして、裏面ですが、西区総務課より、新潟市の5月末の犯罪の発生状況について報告がございました。それから、次回、第5回の部会は、8月7日でございます。

(下川会長)

ありがとうございました。今のは報告ですからあまり質問はないかと思いますが、何か質問がありましたらお願いします。ありませんでしょうか。

では、続いて第2部会、寺瀬部会長にお願いします。

(寺瀬委員)

第2部会、所管分野は保健・福祉、文化・スポーツ、教育等です。7月9日に開催いたしました。会場、出席者は、記載のとおりです。ご覧ください。

主な議事1番、令和2年度西区自治協議会提案事業、支え合いの大切さを広める標語等の募集事業について、事務局より今後の広報スケジュールの説明があり、各委員においても所属団体等の活動で広報していくことといたしました。本日、皆様のお手元に「支え合いの大切さを広める標語募集」ということで、チラシを1枚お配りしてあります。皆様からも大勢の皆さんから応募していただくよう働きかけていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次のページ、その他、3番です。次の会議を8月4日に開催するということを決めて閉会いたしました。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問は、ございませんね。ありませんか。  
では、続いて第3部会の岩脇部会長、お願いします。

(岩脇委員)

それでは、第3部会の会議概要を報告します。開催日時は7月6日、会場は、健康センター棟3階でございました。出席者は、記載のとおりです。

主な議事ということで、簡潔明瞭にご報告します。地域課題の解決に向けた事業募集ということで、事務局から第3部会の所管テーマ、区の魅力発信・賑わい創出」の採択事業、「新川と内野の魅力をQRコードで情報発信し、まちおこしにつなぐ事業～新川の歴史と“共助”のこころを200年後の人につなぐ～」ということの説明がありました。区自治協議会としては、必要に応じて人的支援、広報支援、これに提案団体とともに取り組んでいくことを確認しました。

次、裏面でございます。裏面は、その他ということで次回の会議は、8月5日ということ です。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問はございますか。ありませんね。

では、続いてアートフェスティバル特別部会にお願いします。今日は、部会長が欠席でするので、田中副部会長にお願いします。

(田中委員)

それでは、アートフェスティバル特別部会の会議概要について説明いたします。所管分野は、西区アートフェスティバルの企画・実施に関する事項です。第2回の会議概要の説明をさせていただきます。開催日時、会場、出席者、次回の開催日程については、記載のとおりです。

主な議事としまして、令和2年度西区アートフェスティバルの実施についてです。緊急事態宣言の解除により、さまざまな社会活動が再開される中、当イベントの実施について検討いたしました。委員等から出された主な意見は、四角囲みのとおりです。一つ目、コロナ禍の中、今までどおりのやり方では実施するのはリスクが高いので、中止するべきではないか。二つ目、感染予防の対策をとりながら実施したい。生の演奏を聴いてほしい。三つ目、第2波、第3波がきた場合でも実施できるよう、オンライン配信での実施はどうかなどです。協議の結果、今までのアートフェスティバルとは違った形になりますが、オンライン配信をベースに、引き続き検討することといたしました。現時点での事業内容案は、四角の囲みのとおりです。

次回の開催日程については、記載のとおり。アートフェスティバル特別部会の報告は、以上です。

(下川会長)

ありがとうございました。ただ今の報告に、何か質問はございますか。ありませんでしょうか。よろしいですか。

続いては、広報紙特別部会の佐野部会長よりお願いします。

(佐野委員)

広報紙特別部会の会議概要をご報告いたします。所管分野は、西区自治協議会広報紙の編集・発行でございます。日時、会場については、記載のとおりです。

主な議事一つ目は、33号の校正を行いました。こちらは、9月6日発行の広報紙です。ということでした。委員から出た主な意見は、記載のとおりです。1面につきまして、新通つばさ小学校開校についてです。フォントにメリハリをもたせるとよいということで、フォントの変更を行います。それから、新通つばさ小学校の所在地が分からない人がいると思うので、地図を入れてはどうかということで、ご意見がありました。続いて2面です。西区の宝サポート事業の採択結果について。採択事業の紹介は、事業内容をより詳しく記載し、分かりやすいものにするとよいということで、修正を行います。

2の次の開催日程ですが、今のところまだ未定になっておりますが、9月に予定しております。議題は、34号の企画案についてです。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問はございますか。ございませんでしょうか。

## < 2 報告—自治協議会からの報告— (2) 令和3年度特色ある区づくり事業について >

(下川会長)

続いて、先ほど申し上げましたが、令和3年度特色ある区づくり事業についてなのですが、今、お手元にある資料1の中を見ていただいて、第1部会から報告をお願いしたいと思います。では、風間部会長、よろしくお願いします。

(風間委員)

2番の令和3年度特色ある区づくり事業について、この区づくり事業の予算に対する意見ということで、改善の意見がいくつか出ております。意見交換を行いました中で、第1部会としては、この四角の枠の中、出た意見として集約を行いました。

まず、区役所企画事業「西区安心安全な地域づくり推進事業」についてですが、読み上げます。自主防災組織強化事業と地域の避難マップ作成に共通することなのですが、地域の役員等が1年で替わり、事業内容が引き継がれないという課題がある。区からの支援が必要と思われるということです。それから、自主防災組織強化事業については、勉強

会の内容のうち、避難方法について1次避難方法等の実際に起こる可能性が高く、現実的な内容がよいのではないかと。三つ目としては、全体として防災士を活用していただきたいという意見です。

それから、区役所の企画事業「未来につなぐきれいなまちづくり事業」に関しては、2点、一つが西区一斉クリーンデーへの支援については、実施内容が漫然としているということを感じております。実施とともに現地視察を行い、環境美化に取り組む箇所を絞って、重点的に取り組むのがよいのではないかと。それから、環境美化活動実施団体と連携して、ポイ捨て防止看板を増やしたほうがよいのではないかと。

それから、裏面にいきまして、区役所企画事業の「西区〔農地と保安林〕機能維持・向上事業」については、一つ意見が出ております。保安林環境整備事業については、整備から活用のステップへ進んではどうかと。ずっと整備ばかりが続いている、それを活用にステップアップしてはどうかという意見が出ております。

それから、自治協議会提案事業の「管理不全な空き家にしない取り組み」については、二つ意見が出ています。繰り返しの啓発活動が必要と考えます。それから、部会の取り組みとして、現地に足を運ぶことも大切ではないかという意見が出ています。

それから、2番につきまして、各所属団体で地域課題解決のために実施している活動について、意見の集約を行いました。四角の中の3点を集約しました。地域で災害が発生した場合に、無線を活用していて効果的に防災活動を実施している。区全体に広めてみてはどうかと。無線は、1台4万円の費用がかかっているそうです。それから、先ほどもありましたけれども、2番目として防災士、防災会への支援を強化することで、活動の幅を広げることができるのではないかと。具体的な防災士への支援の内容がよく分からないという意見も出ているわけですが、それから、3番目に飛砂対策等の海岸保全について、地域で取り組んでいる。他の地区にも広げてみてはどうかと。以上でございます。

(下川会長)

ありがとうございました。今のお話について、何か質問、その他、聞いてみたいことはございませんか。どうでしょうか。ありませんでしょうか。ありませんか。

(木村委員)

今の説明の中で、少し心配してお尋ねなのですがすけれども、区役所企画事業、「西区『農地と保安林』機能維持・向上事業」のところで、整備から活用のステップへ進んではどうかと。活用へのステップ、活用のステップというのは、例えばどのようなことがあるのかお尋ねしたいのですけれども。

(風間委員)

委員の方から出た意見として、1点だけなのですけれども、整備をしている場所を使って、例えば地域の方がバーベキューとか、そういう使い方はできないものだろうかという意見が実は出ました。具体的に言うと、そういう内容でございます。ただ、その土地でそういう利用の仕方をしていいのかどうかということは、専門外なので分かりませんが。

(木村委員)

車で通ると、保安林が大変枯れたりとかということがあって、寂しく思ったりするのですけれども、そういう考え方で、整備というのは本当に必要なのかなと思ったのですけれども、そこで活用してというのはどういうことかなと、単純にそのように思ったのです。その場所を活用して、バーベキューなり何かに使用したいという。

(風間委員)

その場では、そういうことが可能かどうかというお返事はまだされていなかったということです。

(木村委員)

では、そこはそのように受け止めておけばいいと。ありがとうございました。

(下川会長)

よろしいですか。それでは、私から、防災士を強化していくとか、防災士を使うとかといういろいろな意見が出ていましたけれども、高橋委員、何か防災士について、これからどのように、一応私たちのやっていることも含めて、皆さんにお話をしてもらえますか。

(高橋委員)

高橋です。私、西区の防災士の会から出させていただいております。先日も下川委員の坂井輪小・小新中学校区まちづくり協議会において、坂井輪小学校で、コロナ対策の避難所運営というものを皆さんで考えました。そのときに中心となるのが、私たち西区防災士の会の古参でいらっしゃる経験者の方でした。中心となってやってくださいました。そういうところで、今までは、中越の方から、中越安全士会の方たちから、いろいろなことで私たちも勉強させていただいていたのですけれども、私はまだあれですけれども、勉強を積んでいる委員の方たちがいらっしゃるのです、防災士がいらっしゃるのです、防災士、わざわざ中越から呼ぶよりも、私たちを活用していただければ、より地域に密着した活動ができるのではないかと、周りからもそういう意見をいただいて、できれば、私たちはすべて自費で、区の方からも補助を、何かの活動をするときなどはお力添えをいただいているのですけれども、私たちから、自分たちでお金を出し合っ

いろいろなことに取り組んでいますので、できれば何かそういう力添えがあれば、もっと充実した勉強などを積んで地域に貢献できるのではないかという思いがありましたので、お話しさせていただきました。防災士、私自身だけではなく、地域の皆さんからもそういう声をいただいたので、お話しさせていただきました。

(下川会長)

どうもありがとうございました。ということで、私たちがやっていることの中で、防災士の資格というのは大変有効であり、現場もよく知っているし、実際に勉強もよくしています。だから、何々法人とかいろいろなところで高いお金をかけてとるよりも、現場でやる場合の、検討する場合の研修会、その他も含めて力になってくれるメンバーですので、そういうものを使って、もう少し西区の中でコロナ対策を含めた防災を検討していくときに、防災士を活用したらどうかと。お金もかからないから。事務費とか、いろいろな資料代とかは出してもらわなければいけないかもしれないけれども、そのようなことなので、高いお金をかけてゲームをやったり、そういうことをするよりは、絶対に効果があると思いますので、ぜひ、高橋伸絵さんという防災士が委員にいますので、その窓口を通してどんどん声掛けをしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて第2部会の寺瀬部会長、よろしくお願ひします。

(寺瀬委員)

第2部会、事業に対する改善の意見。区役所企画事業全体に関する意見として、コロナ禍が継続することを念頭に、オンライン等による非接触のサービスの提供を検討していただきたい。また、併せて利用の方法を分かりやすく提供することも検討していただきたいという意見でした。

そして(2)番、各所属団体等で地域課題解決のために実施している活動というところでは、コロナ禍という共通の困りごとがあるので、例えば地域コミュニティ協議会単位で自治会の方や保護者などが集まり、防災、福祉、子育て、学校といったさまざまなテーマについて情報交換する機会があるといいという意見が出ておりました。

(下川会長)

ありがとうございました。今の報告について、何か質問はございませんか。五十嵐委員、何か補足することはありますか。

(五十嵐委員)

ないです。

(下川会長)



皆さん、質問はありませんか。進めてよろしいですか。

では、第3部会の岩協部会長、お願いします。

(岩協委員)

それでは、第3部会の特色ある区づくり予算についてでございます。令和2年度事業に対する改善の意見です。部会で意見交換を行い、第3部会として以下のとおり意見集約いたしました。大きな項目だけ説明いたします。

区役所企画事業「西区特産農産物魅力発信・ブランディング事業」です。くろさき茶豆の生産農家は、後継者不足から増産がされていない。より効果的な支援や補助金等を検討してはどうか。特産農産物のキャラクターが乱立しており、キャラクターと農産物が結びつきづらい。キャラクターを一本化してはどうか。西区かがやき大使の越乃リュウさんにもっとPRしてもらってはどうかと。

区役所事業「西区を堪能まち歩き・観光ツアー」、密を回避したまち歩きのため、散歩を楽しむための道（フットパス）を活用し、スタンプラリー等を行ったり、ポイント制にしてはどうかと。そして景品と交換できる特典をつけるのも一つの方法である。

区役所企画事業「西区への愛着を育む魅力お届け事業」、学生の定住促進に向け、職が重要な鍵となるため、新潟市内企業のPRを大学・企業とともに行ってはどうかということで、新潟日報に今日出ておりました。下川会長がインタビューに出ていた。この事業の延長線なのでしょう。ということで、いいことだと感じました。ということで、これは益々学生等に周知して行って、魅力発信をして行ってということは非常にいいことだと思います。

区役所企画事業全体に関する意見ということで、コロナ禍で実施できなくなった事業もある中で、一度立ち止まり、これまでの取り組みの成果や新たな企画検討に時間を充ててはどうかと。従来どおりの事業が減っていったので、ここで立ち止まって、これでいいのか悪いのか、できれば続ければいいし、少し考え直したらどうかということでございます。

裏面です。自治協議会の提案事業で「西区の宝サポート事業」です。公募型から従来型の手法に戻したらどうかということで、委員のそれぞれの知見、経験を活かすことで面白い成果があがるのではないかと。上限額を1事業50万円ではなく、10万円の小規模事業を多数実施したらどうかと。単年度ではなく、継続事業として取り組みをしたらどうか。大学生の移住・定住促進をテーマに加えてはどうかということでございます。

(2)として、各種団体等で地域課題解決のために実施している活動、委員の所属団体等で地域課題解決のために実施している活動で、特色ある区づくり事業として取り組むことによって、区全体の課題解決につながると思われるものについて意見交換を行い、第3部会として下記のとおり意見集約したと。意見集約の内容は、自治会単位で支え合いの組織を結成し、草取りや除雪等の課題解決に取り組んでいる事例がある。区全体の事業とし

て取り組んではどうか。西区各団体で作成している地域の魅力マップを、西区のホームページ等に集約して、1か所で西区全体の魅力マップを見ることにしてはどうか。

次の他部会のテーマに関するご意見ということで、西区の自治会、町内会コミュニティ協議会でそれぞれ地域課題の解決に向けた考えで日々活動している。複数の団体等で事例発表をして学び合う場を行ったらいいのではないかと。という意見です。それから、オリンピックを招へいして、スポーツ教室を開催したらどうか、という意見でございました。以上です。

(下川会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、何か質問やご意見はございませんか。ありませんでしょうか。

それでは、岩脇部会長からせっかくの報告がありましたので、少し関連してお話しさせていただきますけれども、本日の日報に掲載されております。新大生が取材、番組制作ということで、今回のテーマは「自治協議会の活動とは何か」ということから取り組んでいるのですが、ただこれは、このことについては、地域課長が先月の本会において説明していますけれども、学生が地域に愛着をもつていただくための取り組みという、区づくり事業の一環なのですけれども、それから新潟大学の創生学部という新しい学部なのですが、その方のうち7人のメンバーが中心となって、いろいろな取材をしたり、地域課の課長、職員からいろいろと説明を受けたりしながら、テレビ番組を作っているのです。それが8月末くらいには学内にいろいろなPRをするための資料として作るらしいのですけれども、そのようなことをやっているということを取り上げてくれたのが日報の記者がちょうど来ていまして、そういう取材を受けてこの記事になっていると思います。そのようなことで、ただ私どもとしては、新大生の60パーセントが県外生、40パーセントが県内生ということの中で、いろいろと私なりの考え方を披露させてもらいました。そして、結論から言えば、西区はいいところだよ、新潟もいいところだよ、人もいいし、食べ物もおいしいし、せっかく縁があって4年間来たのだから、その中で大いに味わってもらって、人情の深さも味わってもらって、ゆくゆくはできれば永住してもらいたいということもお願いしました。そのような話をしたインタビューで三つの項目を話をさせてもらったのですけれども、そのようなことを記事に載せてくれていました。記者の人も一生懸命で、インタビューを私もしました。少しはそういうことで役立ったらいかなと思って取材を受けましたので、改めてご報告させていただきます。

それでは、今までのところで質問、その他がなければ、続けてさせていただきますが、資料2について、A3版の資料ですけれども、これについて地域課長から皆さんにお話しいただきたいと思います。地域課長、よろしくをお願いします

(地域課長)

地域課の松尾です。よろしくお願いします。

お手元にお配りしておりますA3横の、右肩に資料2というものをご覧ください。ただいま各部長より説明のありました令和3年度特色ある区づくり事業について、各部会で意見集約されたものを資料2として一覧にまとめさせてもらいました。表面1-1、区の企画事業へのご意見、1-2、自治協議会提案事業へのご意見、そして裏面に各地域の課題解決のため区全体に広めたい事業、活動というように分けて記載しております。表の左から、提案された部会、整理番号、意見の内容、そして区の担当課ということで記載しております。

さまざまなご経験、お立場の自治協議会委員の皆様から、多様な視点でご意見をお伺いし、市政に反映するということを目的に、意見聴取をお願いしているわけですが、先月の7月の各部会におきまして活発にご議論いただき、たくさんのご意見をいただきました。本当にありがとうございます。このいただいたご意見につきましてですが、こちらは少しお時間をいただきまして、区役所各課において検討を進めていきます。そして9月の本会で、いただいたご意見に対する区担当課の考え方及びいただいたご意見を踏まえた区役所事業の事務局案というものをご提示させていただきたいと思っております。大変貴重なご意見、ご提案について、大変ありがとうございました。私からは、以上になります。

(下川会長)

これは、質問は受けないですね。報告だけで。受けてもいいですか。

(地域課長)

あれば。

(下川会長)

今の件、すぐには質問できないかもしれませんが、何かありましたら。せっかくですので。ありませんか。

(小川委員)

小川です。1-1のところの3番です。保安林関係です。保安林環境整備とか、あるいは活用へのステップ、ここに書いてあるのですけれども、これは一体区としてどの程度でできるのか。保安林について。もう少し見解を聞きたいのですけれども。

(鈴木農政商工課長)

農政商工課でございます。今、保安林を区の予算でやっていますが、ボランティアの方々が整備といいますか、清掃も含めてやってくださっている。そもそも言ってしまえば、まず保安林の整備管理というのは、新潟県の仕事になります。そのほかに、この6

月の半ばから各協議会や自治会の方にも海沿いの方にもお世話になりまして、松くい虫の防除という仕事もあります。それは、県から新潟市に下りてきまして、現場では区が実際の仕事をしていますけれども、そのくらいのところなのです。ですので、新潟市が保有している保安林というのはほとんどなくて、国から、または新潟県が委託しますので、これがどこまでできるか分かりませんが、今これを見て思ったのは、どこまでできるかということも併せて考えてみようかなと思っていました。今、お返事できるのは、この程度です。

(小川委員)

分かりました。

(下川会長)

いいですか。ありがとうございます。では、次に進めさせていただきます。

< 2 報告—各所管課からの報告— (1) 新潟市における総合的な汚水処理の推進について >

(下川会長)

ここからは、各所管課からの報告ということになりますが、まず最初に「新潟市における総合的な汚水処理の推進について」、下水道部の下水道計画課の佐藤課長補佐、それから環境部環境対策課の富山課長補佐より説明をお願いいたします。

(佐藤下水道計画課長補佐)

それでは、説明させていただきます。下水道計画課の佐藤と環境対策課の富山で伺いました。よろしくお願いします。

日頃より、本市の下水道及び環境行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。また、本日、こういった自治協議会の貴重な場で説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、「新潟市における総合的な汚水処理の推進について」説明させていただきます。本日お配りしております資料3-1から資料3-3ですけれども、本取り組みにつきまして、本日の自治協議会、今後コミュニティ協議会ですとか自治会の皆様へ説明させていただくための資料として作成したものでございます。

はじめに、お配りした資料のうち、資料3-1、A3カラー二つ折りの資料をご覧ください。表面1ページ目の上段でございます。「はじめに」ということで、この度の取り組みの背景ですとか、目的を記載しております。近年急速に進む人口減少ですとか、老朽化した下水道施設の維持管理費の増大など、下水道事業を取り巻く環境が非常に厳しくなっていること。このまま下水道整備を続けるには、多くの時間や費用を要すること。これらの

課題を解決し、汚水処理施設が未だ整備されていない未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営を図るためには、下水道と合併処理浄化槽の役割分担に基づく総合的な汚水処理対策が必要となっていることなどについて記載しております。

その下なのですけれども、1「汚水処理施設とは」をご覧ください。現在、汚水処理施設として整備が進められている下水道と合併処理浄化槽の概要について記載しております。下水道や合併処理浄化槽が、汲み取り便槽ですとか、古いタイプの浄化槽、いわゆる単独処理浄化槽に比べて極めて高い汚水処理能力を有している。また、下水道と合併処理浄化槽の汚水処理能力が同レベルになることなどをお示ししております。また、汲み取り便槽ですとか単独処理浄化槽では、台所、洗濯、お風呂場などの生活排水が処理されないまま川などへ流されることになりまして、水環境の保全ですとか、公衆衛生の向上を図るためには、早期に下水道への接続ですとか、合併処理浄化槽に切り替えていくことが必要というところを書かせていただいております。

資料を見開いていただきまして左側、2ページ目をご覧ください。2「見直しの背景と課題」についてです。ここでは、取り組みの背景と課題について、やや詳しく記載しておりますが、これまでの汚水処理施設整備に関する本市の方針ですけれども、市内のほぼ全域を下水道に整備することとしていました。しかしながら、①にありますように、下水道の整備費用の上昇ですとか、人口減少に伴う下水道の使用料収入の減少もありまして、従来の計画のままでは整備の完了まで、粗々な試算ではあります、140年もかかるという見通しでありまして、汚水処理を望む市民のニーズにお応えできていないという状況になっています。また、②のように、新たに合併処理浄化槽を設置し、その後下水道が整備された場合は、下水道にまた接続しなければならないということにして、2度の費用負担が発生しているという状況になっています。

次に、3「新たな取り組みについて」です。未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理運営を図るために、下水道だけに頼らない汚水処理の整備が必要となっています。このため、今後ですけれども、下水道のみで汚水処理施設整備を進めるのではなく、合併処理浄化槽を加えた二本柱で整備を推進することとしまして、これによって課題の解消を図っていきたく考えているところです。

具体的な取組案について説明いたします。右のページ、3ページ目をご覧ください。取り組みの一つ目、下水道整備区域の見直しについてです。下水道の整備が完了していない郊外、つまり市街化調整区域の見直し、市街化調整区域を今回の見直し対象としておりまして、従来は下水道で整備をする方針であった区域を、上段の右の図、緑色で示したように、原則市街地外は合併処理浄化槽の区域にしたいと考えております。ただ、今見ていただいた右の図の右下に、少し分りにくいのですが、郊外区域の中に一部水色で示された区域がありますが、この区域については、現在、下水道の整備が進行中の区域でありまして、すぐに下水道整備を打ち切りますと、地域が混乱するということが想定されますので、市街化調整区域につきましては、現在整備をしているところは5年程度の下水道

整備を継続いたしまして、その後の区域につきましては、合併処理浄化槽整備に移行していきたいと考えているところです。こうした区域におきましては、市が作成した案をベースに、住民の皆さんと意見交換しながら、どこまで下水道で整備するのか、どこから合併処理浄化槽にするのか、そういったところを取りまとめさせていただきたいと考えます。

ここで資料3-2、A3の図面をご覧いただきたいと思います。少し細かくて見づらくて申し訳ないのですが、西区における下水道整備区域の見直し案の図面になります。見直しの対象は、先ほどと重複しますが、市街化調整区域ということでして、合併処理浄化槽へ移行する地域は、緑色で示しています。現在、下水道の整備に着手しているところで、今後も下水道で整備していきたいというところは、赤色で表示させていただきました。一部、紫色の地域がございますけれども、今回の見直し対象ではありませんが、市で進めている公設浄化槽制度の区域となっております。この図面では見づらいところもありますので、今後予定しております各自治会への説明におきましては、自治会ごとに拡大した図面を添付しまして、どこまでが下水道整備区域と考えているのか分かるように、しっかりお示ししながら説明させていただきたいと思っております。

ここで資料3-1の説明資料にお戻りください。3ページ目の右下、取り組みの二つ目、合併処理浄化槽の新たな補助制度についてです。下水道整備区域の見直しに伴いまして、合併処理浄化槽の新たな役割にふさわしい補助制度を設け、その整備を促進したいと考えています。(1)の補助対象区域については、仮称・合併処理浄化槽整備区域と合併処理浄化槽移行区域の二つの区域を補助対象としています。仮称・合併処理浄化槽整備区域ですが、従来の補助対象区域と同じでございます。下水道の事業計画区域、農業集落排水事業の区域及び公設浄化槽制度の区域を除いた区域が補助対象となります。合併処理浄化槽移行区域ですが、これは、現在の下水道の事業計画区域のうち、今回の計画見直しによりまして下水道整備をやめ、合併処理浄化槽移行区域に指定した区域が対象となります。

続いて(2)の補助対象工事についてです。下段の表をご覧ください。黄色の部分が、従来の補助制度と比較して新たに補助対象として拡充した部分になります。既存住宅における合併処理浄化槽への入れ替え工事に加えまして、建て替えに伴う合併処理浄化槽の設置工事も補助対象となります。また、合併処理浄化槽移行区域のみとなりますが、新築に伴う合併処理浄化槽の設置工事も対象とさせていただきます。

裏面になります。4ページの上段をご覧ください。(3)の補助額の案については、既存住宅の場合では、下水道接続の負担と同等となるように、補助上限額を設定しております。単独処理浄化槽からの入れ替え、建て替えの場合ですが、5人槽は補助上限額84万円、7人槽は96万円、10人槽は120万円となります。また、合併処理浄化槽移行区域のみとなりますが、新築に対しましても浄化槽の本体設置工事の補助を行うことといたしました。5人槽は補助上限額45万円、7人槽は57万円、10人槽は81万円を予定してお

ります。なお、これらの額の内訳ですけれども、資料3-3のA4縦の参考資料に詳しく記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

配布資料の説明は以上となりますけれども、6月に、市議会の環境建設常任委員会で報告をさせていただきました。今回の下水道整備区域の見直しと、新たな浄化槽補助制度につきまして、ご理解いただけたものと認識しておりますが、特に現在下水道を整備している地区においては、やはり影響が大きいことから、市民に対して丁寧に説明するようというお言葉もいただいているところでございます。

最後になりますけれども、今後のスケジュールについてお話しさせていただきます。市民への説明としまして、本日の説明を皮切りに、来月からになります。コミュニティ協議会、自治会の会長にまずご説明させていただきたいと思っております。10月頃になりますけれども、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した形にはなりますけれども、今回の見直しの対象となっている全世帯に資料を配布させていただきまして、アンケートのような形で意見募集をしたいと考えています。また、オンラインによる説明ですとか、自治会からのご要望であれば、小規模な説明会等をしっかりと実施しながら説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。併せまして、区だよりも適宜掲載させていただき、年度内までに下水道整備区域の見直しと新たな浄化槽設置補助制度の最終形として取りまとめまして、令和3年4月からの実施を予定しております。

長くなって申し訳ございません。今回の取り組みですけれども、市民の皆様が、この汚水処理施設整備の現状と背景、こういったものをしっかりご理解いただくことが重要だと考えております。下水道部、環境部が連携しまして、一体となって丁寧な説明に努めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。説明は、以上となります。よろしくお願ひします。

(下川会長)

ありがとうございました。では、何か質問はございませんか。

(岩沢委員)

今ほど説明ということがありましたけれども、コミュニティ協議会単位ですか。それとも各自治会の単位ですか。

(佐藤下水道計画課長補佐)

説明ですね。はじめに、まずコミュニティ協議会の会長のところに連絡させていただいて、今後の説明の仕方といいますか、その辺をまず意見交換させていただきたいと思ひます。その後、自治会長に、よろしければ説明をさせていただいて、その後、全世帯に、個々に、郵送になると思ひますけれども、こういった説明を資料を配布させていただいて、その中にご意見をいただけるようなアンケート形式的なものも入れさせていただいて

て、そして返信いただき、その辺をとりまとめたうえで、また会長に結果の報告をしながら、最終的な形をまとめていきたいと考えております。

(岩沢委員)

そうですか。私ども、22 の自治会の集合体なものですから、基本的には、最初はコミュニティ協議会で、実態がどうなっているのかということが基本だと思うのです。そういうことから始めたほうがいいのではないかと思います。

(大谷委員)

黒崎南ふれあい協議会の大谷と申します。

私どもの地域は、公共下水道の整備途上にありまして、特に私が住んでいる木場地域は、下水道処理が開始されている黄色で塗られた地域と、それから引き続き下水道で整備をする赤で塗られた地域と、それから合併処理浄化槽に移行する緑色で塗られた地域と、同じ地域でありながら混然一体としております。日頃から下水道工事の進捗を目にしております。供用開始地域が拡大しておりますものですから、大きな期待を寄せております。しかし、せっかく供用が開始されても、なかなか接続するご家庭が少ないのではないかと思います。事実も承知しておりますものですから、この度の素案については、多少ながら理解をいたしております。つきましては、私どもの地域における公共下水道への接続の実態をつぶさにお聞かせいただきたいと思っております。

次に、このコロナウィルス感染症で大騒ぎをしている中で、関係する地域住民に、先ほど10月ごろには全世帯に意見を募集すると、そしてそれを集約するというお話がありましたが、そのような方策で、結果的には市の方針は変更が加えられるのか、それとも市の方針を貫くのか、その辺の懸念が多少残りますので、その辺のところもお伺いさせていただきたいと思っております。

さらに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に移行するにあたっての補助制度は、恒久的なものなのか、あるいは将来何かリミットがあるのか、そのことをお伺いしたいと思います。さらに加えて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に移行する際の試算として、農村集落の住宅事業と少子高齢化もありまして、例えば我が家では、大変大きな家に夫婦二人で生活しております。合併処理浄化槽の7人槽の適用は実態にそぐわないと思っておりますが、何か方法があるのか。以上、4点についてご教授いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(佐藤下水道計画課長補佐)

木場地域の接続率の詳細につきましては、すみません、今細かいところまで持ち合わせておりませんので、その辺はしっかりまとめさせていただいて、後日、これから個別の説



明に移行しますので、その中で説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(大谷委員)

はい。

(佐藤下水道計画課長補佐)

ありがとうございます。

それから、今、まさに下水道整備の途上で、どこまでを下水道にしてどこからを合併処理浄化槽に移行するのかという、その狭間の地域のお話をいただきましたけれども、私どもも、そういった既に整備に着手している地域が一番課題がある、影響が大きいと認識もしております。こういったコロナの影響もでございますので、基本的には郵送で個々個別にということも考えておりますが、ただそういった影響の大きい自治会で、逆に小規模で、膝付けでしっかり対話しながら説明させていただくような環境も整えながら、大きな図面を私どもで持って行きまして、本当にどこまでというところを、地域の意見も聞きながら見直していきたいといいますが、私どもの素案に対して変更を加えていきたいと思っておりますので、今回お示ししたものが確定かというところではございません。地域の実情はいろいろあると思いますので、その辺はしっかり反映していきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

(富山環境対策課長補佐)

続きまして、補助制度です。単独浄化槽から合併処理浄化槽に変換する補助制度がいつまで続くのかという点でございますが、今のところ補助の期間は設けず、当面は続けていくという形で考えております。ただ、新潟市の補助制度全体、いろいろな補助制度があるのですが、どのような状態かということを確認しながら運用していますので、3年ごとに利用条件などを見直ししながら、今のところ現在の制度を続けていくという考えでおります。

それからもう一つですが、7人槽の浄化槽の設置が住んでいる実態と合っていないという指摘でございますが、こちらは基準が建築基準法で決まっております、居住の状態ではなく、建坪、床面積で決まっていますので、実態と合っていないという指摘はあるのですが、ただし書き適用というものがございまして、今私どももそのただし書きが適用できないか検討しておりますので、その辺が適用できるようであれば、実態にあった5人槽とかを適用できるような形で考えていきたいと思っております。

(櫻井委員)

内野地区で5人家族だったそうなのですが、一緒に浄化槽にするとき、子どもに金がかかってしなかったのだそうです。去年も、前の下水のところに、この絵に書いてあるのですが、黄色い水が流れていまして、朝、小中学生が100人以上通るのですが、変な臭いがすると行ってみたら、本当に黄色い水がずっと流れているのです。お父さんに聞いたら、業者が忘れていて、汲み取りに来なかったというのです。業者が忘れることはないのではないですかと私が言いましたら、次の日、業者が来ました。そして3時間くらいかかったのですが、もう10年くらいバキュームカーを頼まなかったから、蓋がとれなくて、今度は大きな工事をする人が来て、2時間くらい蓋が上がらなくて。私は、こういう水が出たから、絵でも描いていてバケツに水を捨てたのかなと思ったら、溢れていてすごい臭いがすると、毎日朝、小学生が中学生が来る朝、前に出ているのです。そういうことはないでしょうと言ったら、なるほどすごい臭いがしました。今度、3か月に1度くらいバキュームカーが来て汲み取りをやっていますが、お父さんが夜8時頃、水をみんな出して、側溝のところをブラシをかけていらっしゃいますけれども、今回、新しい町内会長や環境部の方が行ってお話をされていました。柵が大きくなるような工事をするのか分かりませんが、役員の方は一生懸命やっています。以上です。

(富山環境対策課長補佐)

浄化槽は、やはり適正に維持管理をしていただかないと処理が滞りますので、市の登録業者、保守点検業者がいますので、そちらと契約していただいて、日々の点検をしていただくこと。それから、年に1回、法律で定められた検査がございますので、そちらも必ず受けていただくこと。そのようなことをやることによって、処理水も適正になり、臭いがない水が流れるようになりますので、設置して終わりではなくて、維持管理も継続してやっていただくことが大事だということです。

(櫻井委員)

下水道はがそこにあるかと思って、市民課の案内所でもらってきたら、黒崎の方にありますと言って、お宅の事務所が。

(富山環境対策課長補佐)

下水道の事務所ですね。浄化槽ではなくて。

(櫻井委員)

案内所でもらってきたら、下水道はこの建物にはありませんから、これをもらってきたのです。町内の班長にあげたりすればいいのですけれども、いただいてきました。

(下川会長)

よろしいですか。

では、続いて木村さん。

(木村委員)

もううちの自治会では、すでに全部終わっているのですが、一部、同じ自治会の中の一部というか、2か所なのですが、私道があるためにそれができなくて、結局その地主がハンコを押してくだされば、それは当然できたのですが、それが現在まだできない状態なのです。毎年何とかしてくれないかという意見があって、地主との話し合いも今後やっていかなければいけないということで、自治会長と話していたのですが、やはりやるにはお金がかかる。一番最初にやった時点で、5年くらい前でしょうか、寺尾北自治会なのですけれども、そのときはまだ若手がいて、敷設するのにも、ある程度金も自己負担できたのだけれども、一人になって自己負担が難儀だとか、そういう話があって、今までどおりこのままでいいという人と、これはまったく寺尾北自治会の話であって、皆さんにお話しすることではないと思うのですけれども、まず聞く聞かないは別として、そのハンコを地主からいただくための手法といいますか、何回か行っているのですけれども結果的にはだめだったので、市として何かそういうことはできないのか。何か協力していただく方法はないかなと思いつつながら、まったく私的な話で皆さんにご迷惑をかけているのですけれども、いい知恵があったら。すみません。私的な話で。そういう話で、何かいい知恵があったらお聞かせ願いたいと思ってこの場を借りました。申し訳ありません。

(佐藤下水道計画課長補佐)

ありがとうございます。市の下水道の下水管を整備する制度の一つで、今ほどおっしゃっていただいた私道の中に下水道を設置するという制度があります。おっしゃっていただいたように、基本的には土地を持っている地主の方と、その沿線にお住まいの方の同意をいただいて、はじめて私どもで予算化できて、工事になるというのがこの制度なのですけれども、確かにこういった、最後は地主のご理解、ご了解をいただけない限りは、なかなか市としても勝手に工事をするわけにはいかないということもございまして、今ほどの状況も聞きましたので、私どもも整備を担当している、今ほど黒崎とおっしゃいましたけれども、西部地域下水道事務所というところがありますので、私からもこういうことで悩んでいる場所があるということも話をしたうえで、正直、なかなかどこまで市がかかわっていけるかというところは、非常に難しいところがございますけれども、そういった事情があるということが伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(下川会長)

それでは、ほかに質問はございませんか。

では、どうもありがとうございました。

＜2 報告—各所管課からの報告—

(2) 新潟市都市計画マスタープランの改定について＞

(下川会長)

では、次に「新潟市都市計画マスタープランについて」、都市政策部都市計画課の佐藤課長補佐から説明をお願いいたします。

(都市政策部都市計画課課長補佐)

皆さん、こんにちは。都市計画課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、「新潟市都市計画マスタープランの改定について」ということで、資料4を用いて説明させていただきます。資料につきましては、3ページの資料になっておりますので、順次めぐりながら見ていただければと思います。

まず、資料の1ページ目でございます。上から「都市計画マスタープラン」の位置づけということで、都市計画とは何かということの説明させていただきます。次に、「都市計画マスタープラン」の見直しの必要性、それから今後の進め方、最後に自治協議会へのお願いでございます。

資料を1枚おめくりください。カラーの横の資料になります。資料の左上、「市政全般」というところで、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」の記載がございます。この新潟市総合計画に即した分野別のいろいろな計画が下の緑のところを示したものになっております。その中の一つ、都市計画に関するものが「都市計画マスタープラン」というものになっております。この「都市計画マスタープラン」につきましては、資料の右上「広域計画」というところをご覧ください。こちらは、新潟県が策定しておりますマスタープランに基づきまして、新潟市の「都市計画マスタープラン」というものを作成していることを示しております。

資料右側のクリーム色の囲みの中をご覧ください。都市計画マスタープランとは何か、というご説明です。住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市設備に関するまちづくりの基本的な方針を「都市計画マスタープラン」で記載しています。「都市計画マスタープラン」の構成につきましては、市域全体を対象とした全体構想、区ごとの将来像の方向性を示す区別構想というもので構成されております。本日、自治協議会の皆様には、こちらの区別構想の作成にあたりまして、今後ご協力をいただきたいということでご説明にまいりました。

区別構想とは何かというところがございますが、資料の3ページ目をご覧ください。こちらが、現在の「都市計画マスタープラン」に記載されております西区の区別構想の記載のページでございます。西区の分だけお持ちしたところがございます。西区の将来像といたしまして、「居住環境と優れた学術環境に育まれるまち」というものがございます。それに基づき、より具体的に区づくりの方向性を示しております。内容を簡単にご説明いたし

ます。坂井輪地区周辺を地域拠点と位置づけ、また小新の流通センターや黒崎、赤塚など、各地区の特徴を活かした方向性を記載しているものでございます。それを概念的に示したものが、下の構想図というものになっております。

それでは、資料の1ページ目にお戻りください。まず、一つ目の黒四角、「都市計画マスタープラン」の見直しの必要性についてでございます。今現在の「都市計画マスタープラン」の策定から10年以上が経過しております。昨今の社会・経済情勢、具体的に言うと人口減少、高齢化、自然災害の激甚化などを踏まえた改定を進める必要性が生じています。

続きまして、三つ目の黒い四角、「各自治協議会へのお願い」をご覧ください。先ほど説明いたしました区別構想の作成にあたりまして、自治協議会の皆様から意見をいただきながら素案の作成を進めたいと考えております。スケジュールについてです。年内中に素案を自治協議会へご提示させていただきます。その後、年明け頃を目標に、皆様からご意見をいただきたいと考えております。本日は、具体的な内容はお示しませんが、今後の作業のお願いということで、ご説明にまいりました。

説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問はございますか。各区の説明があまりないので、質問はないかもしれません。

(高橋(伸)委員)

この全体構想の中で、災害に強いまちづくりということが載っています。これは、本当に大切なことだと思います。小針球場がこれからどのような使われ方をするのかということで、私は小針地区に住んでおりますが、今、地区でも話題となっておりますが、ここにマスタープランという素晴らしいことが、基本方針が載っておりますので、ぜひ区からも、この言葉が嘘でないように、災害に強いまちづくりや、小針球場の跡地を利用していただきたいと思います。

(松尾地域課長)

地域課が代わってお答えさせていただきますが、今、ご指摘があったとおり、小針球場跡地の売却につきまして、今、検討を進めているところでございます。地域の方々のご意見を聞きながら進めていくことも当然としておりますが、委員ご指摘のとおり、災害に強いまちとか、そういったことは外せないキーワードだと思っておりますので、そういった視点を忘れずに進めていきたいと思っております。

(下川会長)

高橋委員、とりあえずいいですか。

(下川会長)

では、説明をありがとうございました。

< 2 報告—各所管課からの報告—

(3)「第3次いきいき西区ささえあいプラン」の計画策定スケジュールの変更について>

(下川会長)

では、だいぶ時間も押してきていますけれども、続いて各課からの報告なのですが、(3)『第3次いきいき西区ささえあいプラン』の計画策定スケジュールの変更について、西区健康福祉課の渡部課長より説明をお願いいたします。

(渡部健康福祉課長)

皆さん、こんにちは。健康福祉課長の渡部でございます。日頃より、当課の健康福祉事業にご理解と多大なるご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

では、私から、「第3次いきいき西区ささえあいプラン」の計画策定について説明をさせていただきます。皆様のお手元に資料5-1「地域福祉計画と地域別計画について」というものと、資料5-2「第3次いきいき西区ささえあいプラン策定スケジュール(案)」というものと、資料5-3「地域福祉活動計画(各地域の計画)の作成の仕方、懇談会のすすめ方について(案)」というもの、3種お手元にあるかと思いますが、私から資料5-1と5-2、地域福祉計画と地域別計画について、それからスケジュールの案、こちらについてご説明させていただいた後、社会福祉協議会から資料5-3、地域福祉活動計画の作成の仕方、懇談会の進め方についてということで説明をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

では、まず資料5-1です。「地域福祉計画と地域別計画について」というものをご覧ください。こちらは、新潟市地域福祉計画、西区地域福祉計画、西区地域福祉活動計画、そして西区地域別計画というものが、それぞれどのような関係にあるかということをご理解いただけるように作成したものでございます。地域福祉計画というものは、まず市全体の計画であります「新潟市地域福祉計画」というものと、各区の計画であります「区地域福祉計画」というものがあります。西区では、この区の計画を「いきいき西区ささえあいプラン」と呼んでおります。この計画の中に、行政の計画であります「西区地域福祉計画」というものと、このオレンジの部分です。というものと、民間の活動計画であります「西区地域福祉活動計画」というものがあります。この「地域福祉活動計画」というものは、各区の社会福祉協議会が中心となりまして、各地区の校区ごとに西区地域別の計画を策定するもので、こちらが各校区の地域の皆様で策定にかかわっていただくというものになります。

続きまして、資料5-2です。「第3次いきいき西区ささえあいプラン策定スケジュール(案)」というものをご覧ください。令和2年2月の自治協議会でもご報告をさせていただきましたが、今年度は西区の地域福祉計画であります「いきいき西区ささえあいプラン」の第3次計画を策定する年となっております。今年の2月の自治協議会で策定スケジュールをお示しさせていただきましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、予定しておりました推進委員会が3回とも中止になっておりまして、スケジュールに変更が生じたので、改めて皆様にご報告をさせていただくというものです。

それでは、スケジュールの表になりますが、まず、令和2年3月に予定しておりました令和元年度第3回の推進委員会と、年度が変わり4月と6月に開催予定でありました推進委員会、こちらが今中止になっているという状況でございます。以上によりまして、今年度はまだ1回も推進委員会というものを開催できておりませんが、新しい生活様式、こういったスクリーンを一つとってもそうですけれども、こういった新しい様式に基づきまして、8月6日木曜日に令和2年度第1回の推進委員会を開催させていただきたいと思っております。しかしながら、すでに3回中止としているため、どうしても策定作業に遅れが生じております。私ども事務局である程度素案を作成し、推進委員会でご審議いただくというようにさせていただきたいと思っております。推進委員会でのご審議はもちろんですが、地域の皆様のご意見をちょうだいするため、コミュニティ協議会の会長との意見交換も経まして、しっかりと議論させたいので計画策定を進めてまいりたいと思っております。

また、各校区ごとに策定をいたします「地域別計画」については、8月の末頃から各地区で地区懇談会を開催し、計画案を作成していただき、それを推進委員会で諮っていきいたいと思っております。なお、各地区での地区懇談会につきましては、先週の7月20日、月曜日になりますが、各コミュニティ協議会の会長様方と「いきいき西区ささえあいプラン」の推進委員会の方々にお集まりいただきまして、意見交換会を開催させていただきまして、さまざまご意見をちょうだいしたところでございます。そうしたご意見を踏まえて、今後地区での策定を進めることとなりますが、この地区懇談会につきましては、西区社会福祉協議会の鍋谷補佐がこちらにまいっておりますので、鍋谷補佐から説明をしていただきます。

(西区社会福祉協議会)

いつもお世話になっております。西区社会福祉協議会の事務局長の鍋谷です。よろしくお願いたします。

資料5-3をご覧ください。地域福祉計画につきましては、民間計画ということで、私たち社会福祉協議会が担当しております。当初は、私たち、西区を四つに分けて四つのコミュニティ協議会圏域の皆さんに集まっていただいて、それぞれ2回ずつグループワークなどをして計画を作っていたと考えていたのですが、密を避けるために、四つのコミュニティ協議会が集まるのではなくて、15あるコミュニティ協議会エリアそれ

それぞれ懇談会を実施して計画を作成していただきたいと考えております。当初は2回ずつだったのですが、原則1回は集まっていたら、計画の作成について検討いただきたいと考えております。

プランをいくつか考えたのですが、事前にアンケートを取ってある程度意見を集約してから、それについて考える方法、それから役員の皆様など、このメンバーで集まって考えていただく方法などを考えております。

この新型コロナウイルスの感染予防のために、非接触型体温計ですとか、フェイスシールドなども購入して準備を進めております。

また、ボランティア活動保険が5月から、もしこの場でコロナウイルスに感染した場合に対象となるということです。懇談会に参加する方については、私たちがこの保険をかけさせていただきます。懇談会については、8月27日から12月末日までに各コミュニティ協議会エリアで開催していただき、12月末日までには各地域別の計画ができるようにと考えております。

裏面なのですが、パターンAとパターンBがありまして、パターンAは、事前にある程度アンケートをとって、いろいろな方からの意見をまとめて、私たち社会福祉協議会の職員がアンケートの集計を行いますけれども、それをもとに地区懇談会を行って話し合いを進める方法。それからパターンBは、コミュニティ協議会の役員の方など少人数で集まって話し合ってくださいという方法と、二つ用意しました。現在、各コミュニティ協議会の役員の皆さんが話し合っております。私たち、相談をいくつか受けている中では、うちはパターンAにしたとか、パターンBのところもありますし、早いところでは8月27日からさっそく地区懇談会をしたいというような相談も受けております。自治協議会の委員の皆様にも、恐らくこの地区懇談会にかかわっていただくことになるかと思っておりますので、どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問その他、ございましたら、よろしくお願いいたします。ほかにありませんか。

それでは、どうもありがとうございました。

<2 報告—各所管課からの報告—

(4) 西区公民館及び内野図書館の臨時休館について>

(下川会長)

次は、西区公民館から、図書館の臨時休館についても連絡を、岸本館長からお願いします。

(岸本坂井輪地区公民館長)



坂井輪地区公民館長の岸本でございます。お世話になっております。

私からは、西区地区公民館及び内野図書館の臨時休館について、資料6によりましてご説明させていただきます。お手元に配布いたしました資料6をご覧ください。

内野町にあります西地区公民館と、それから内野図書館が、併設されております施設なのですけれども、昭和55年の建築ということで築40年が経過いたしましたので、非常に建物自体が老朽化しているのですけれども、建築当時から空調設備、それから給排水管などの衛生設備につきましてはまったくそのままとなっておりますので、この度改修工事を全館に渡り実施することになりました。これに伴いまして、建物の天井を全部撤去しまして、その天井にあります空調配管や給排水管の更新を行うために、建物全体が使用できなくなるということになります。

1番にございますとおり、休館期間についてなのですけれども、公民館が8月24日から、図書館が8月17日から、いずれも終わりは来年年が明けまして2月28日と、約半年間の休館になります。実際の工事期間は、9月1日からの着工になるのですけれども、公民館の物品ですとか、図書館の図書類の保護が必要になりますので、その準備のための期間ということで、1週間ないし2週間早く休館に入ることになっております。なお、公民館と図書館で休館の期間が1週間ずれておりますのは、図書館の図書の保護に時間を要するということから、図書館が1週間早く休館することになっております。

それから、公民館事務室の移転ということなのですけれども、工事期間中は、全館で天井を剥いだりして工事を行いますので、建物の中から退去しなければなりませんので、西地区公民館の事務室につきましては、赤塚にあります赤塚連絡所の中の談話室といたしまして、前に地区図書室だった部屋があるのですけれども、そちらに移転させていただくこととなります。市民からの問い合わせがある場合がありますので、西出張所の中に平日9時から16時までの間、臨時の窓口を設置いたしまして、職員を1名配置いたします。それから、公民館にかかってきた電話につきましては、赤塚連絡所の新しい事務室に転送されるように設定いたします。図書館の問い合わせにつきましては、かけていただきますと、基本的には坂井輪図書館に転送されるような設定になっておりますので、そちらで対応いたします。

この臨時休館中につきましては、公民館、図書館とも、ほかの施設を利用させていただくよう、市報、区だより、市のホームページ、館内掲示等ですでに利用者に周知いたしております。また、公民館利用団体は、公民館が利用できませんので、これは工事の話が出た当初からこのような移転になるというお話をしておりまして、内野まちづくりセンターなど、別の施設をご利用いただくようお願いしております。それから、西地区公民館で実施予定の公民館講座などの事業につきましては、内野まちづくりセンターに会場を移しまして実施する予定でおります。今回の改修工事に伴いますお話につきましては、関係するコミュニティ協議会等にご説明させていただきまして、ご了解をいただいたところでございます。以上、説明とさせていただきます。

(下川会長)

ありがとうございました。何か質問はありますか。特に聞きたいことはありませんか。ありませんね。では、ありがとうございました。

### < 3 その他 >

(下川会長)

それから、委員の方から何か報告しておきたいというようなことはございませんでしょうか。

(高橋(伸)委員)

先ほどのことについて言葉足らずだったので、もう少し説明させていただきたいと思えます。ここのところ想定外の災害がすごく大規模になっております。私たちも、まったく他人事ではありません。私たち自身が暮らす地域を守るために少しでも力になれないかと、一防災士としても、西地区外としても、一生懸命勉強しているところです。ハザードマップの活用や気象情報を活かしたタイムラインや、災害時の要支援者や配偶者への対応や、コロナを踏まえた避難所運営や、また子どもたちへの防災教育についてなども一生懸命勉強しているところです。お声がけいただければ、コミュニティ協議会や自治会の枠を越えて、私たち西支部会の防災士もお役に立ちたいと思えますので、ぜひお声がけいただきたいと思えます。できる限りのことはさせていただきたいと思えます。

そしてまた、自治会やコミュニティ協議会におかれましても、防災士がいないようなところや人数が少ないところ、声がけいただいて、ご協力いただいたりして、行政に手助けいただければ、もっと強靱な地域づくりができると思えます。私たちの力が役に立つと思えますので、ぜひともお考えいただきたいと思えます。以上です。よろしくお願ひします。

(下川会長)

ありがとうございました。ほかに何かございませぬか。よろしいでしょうか。では、最後に事務局から連絡はありますか。

(事務局)

それでは、次回会議の開催日程についてご連絡させていただきます。本日お配りしましたお手元のA4資料「令和2年度西区自治協議会開催予定表」をご覧ください。次回、第5回自治協議会ですが、前回お配りしました日程表、先月お配りしました日程表には8月28日金曜日午後3時から、会場は未定ということでお配りしておりましたが、会場を黒崎市民会館のホールで開催させていただきたいと思えます。今回、今日ご利用いただいている会場の手配だと難しい状況にありまして、来月は黒崎市民会館で開催をさせていただき

たいと思います。日時には変更はございませんので、8月28日金曜日、午後3時から、黒埼市民会館ホールにて開催をさせていただきます。会場へ乗り合わせて行かれる方もいらっしゃるという状況も考えられますので、改めてご案内はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、会議の議題等、詳細につきましては、運営会議と調整させていただきますして、併せて、改めて皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、広報紙特別部会の皆様へご連絡になります。この本会が終了しましたら、佐野部会長がいらっしゃる辺り、後方になりますが、そちらにお集まりいただきたいと思えます。事務局からは、以上となります。

(下川会長)

ありがとうございました。

それでは、これで令和2年度第4回の西区自治協議会を閉会いたします。ありがとうございました。